

平成28年度第3回あきる野市子ども・子育て会議
議 事 要 旨

1 開催日時：平成28年9月28日（水）午後4時～5時30分

2 開催場所：本庁舎5階 503会議室

3 出席者：委員10人

4 次 第

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 報告

事務局から資料に基づき説明が行われた。

(るのキッズ予防接種情報サービスの利用状況について)

委員長

登録が想定されている方に対して、295人はどのくらいの割合でしょうか。

事務局

今年度の登録の目標は400人にしております。このまま行けば、目標は達成できると思います。

(4) 議事

ア あきる野市次世代育成支援行動計画の進捗状況について

事務局から資料に基づき説明が行われた。

(主な事業：赤ちゃんふらっと事業の推進、地域子ども育成リーダー養成事業の推進、母親学級)

委員長

ただいまご説明がありました進捗状況について、評価で全部Aで良いのですが、評価基準が、Aは定常的实施になっていますが、赤ちゃんふらっと事業の推進でも、もちろん着手して、定常的实施はされていますが、目標数値を超えていますよね。当初の目標値以上に行っているものは、例えばA+にするとか、ほぼ目標値通りに

行っているものはAのままだとか、いろいろな事情で行ってはいけるけれども、目標値までは若干達していないものは、A-などのようにしたほうが分かりやすいのではないかなと思います。より良く行っているものはプラス評価、もうひと踏ん張りのもものはマイナス評価にするとか、それで目標値がないとその判断が難しいから、ないものはプラスマイナスをつけずにA・Bなどでいいかもしれませんが、例えばこのようにしてもらえると、この会議の中で委員も目安が分かりやすくいいのではないかなと思います。

委員

健康診査等の実施ですが、ここにパーセントがありますが、95%以上と非常に良い結果だと思いますが、1歳6か月児と3歳児の目標値がまったく同じ数値が出ていますが、これは事実だったらそれでよろしいですけれども、私の経験でも、3歳児健診で、この子はしっかり受けたほうがいいのではないかなという方が、忙しいと言って行かなかったりとか、そんなケースもあったりして、また、引越しをしたりとか、いろいろなことで都合がつかない方もいるかとは思いますが、1歳6か月児と3歳児がまったく同じ数値が出るのでしょうか。

事務局

現状としましては、平成27年度実績を見ていただくと分かると思いますが、1歳6か月児健康診査のほうが、3歳児健康診査の受診率よりも高い傾向にあります。過去をみてもずっとそうです。3歳児健康診査につきましては、乳幼児健診の中で、受診率が一番低い傾向にあります。最後の健診ということで、ここは受診率を上げていきたいと思っています。それで、1歳6か月児健康診査並みに率を上げるということで、目標値を設定しています。実際には、3歳児健康診査のほうが低くなっています。

委員長

これは積算の根拠はありますか。

事務局

積算の根拠までは確認していませんが、過去の実績も含めて、併せて希望も含めての数字になっているかと思っています。

委員長

一般的には、こんにちは赤ちゃん事業などの乳児家庭全戸訪問事業についても、実態は、結果からすると90何%ですが、目標値はだいたいの自治体は100%です。全員に受けてほしいという願いも込めての100%ですので、結果は95%とかであり、別に何が悪いとかではないです。

事務局

積算方法が良いか悪いかは別として、必ず転出というのが出てくるのですね。転出の場合も未受診のカウントにしているの、このような数値が出てきてしまうのが現状です。この辺は積算の方法を検討する必要があると思っています。

委員長

目標ですからね。目標だから100%にしてもいいのかなと思います。これが受診率が80%ぐらいなら、目標は90何%も分かりますけど、現状でも95%を超えて四捨五入すると100%になり高いですから、検討してもいいと思います。

委員

健康診査の中で、3・4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査がある中で、5歳児健康診査はあるのでしょうか。

事務局

実際に、5歳児健康診査というのは、母子保健法の定めにはありませんが、5歳児健康診査を行っている自治体があるのは事実であります。5歳児健康診査につきましては、発達の状況を見るのが主体になりまして、それに対する体制整備が大変難しいというのがあります。過去に検討した経緯はありますが、実現に至らなかったという現状になっています。

委員長

幼稚園や保育園において、子どもの健康面で現場的にどうでしょうか。

委員

保育園の場合は、今もおっしゃっていましたが、健診に行っていない方は、少し見られまして、なかなか忙しくて受けられないのかなと思いますけど、保育園に来てる限りは、定期健診を行っていますので、そういう部分では、ある程度はされているのかなと思います。そういう意味では、保育園や幼稚園に行っていない方に関しては、定期健診が一番重要だと思いますので、参加率的には高いので、そんなには心配にはならないのかなと思います。

委員

ここは特別支援教育検討委員会ではないのですが、さっきの5歳児健康診査の質問がでましたが、非常に有効だと思います。実施しているところは実施しています。これは、就学前の発達障害とか、3歳児では分からなくて、4歳5歳で気になる子が出てくるのですね。この頃に、保護者に対して、幼稚園や保育園はいろいろなことをお伝えし、就学相談とかいろいろあっていくわけです。これが非常に難しいのですね。保護者とお話をすることです。ここで少なくとも、市で5歳児健康診査という形で、制度的に全員に対して健診することで、そこで何らかの専門家からのアドバイス等があれば、就学につなげる方法としては、今よりも非常に良くなるかと思えます。

また、保育所・幼稚園・学校との連携ですが、小幼保連絡協議会が1回ということで、Aになっていますが、私は最初から出ていますが、昔は3回開催していました。それが、ある時から2回になり、そして1回になり、1回でも開催しているからAということになっています。このような問題とか、幼児教育に対する支援では、私立幼稚園等特別支援教育事業補助金交付事業で、対象園児数が4人ということで、これはいろいろな国や都や制度の関係で、市としては、最後のところを救うための4人という設定なのです。これも区市によっては、ほとんどすべてをカバーして、多い人数のところでは制度的に運用しているところもあるわけですね。ですから、もともとの目標といいますか、制度が狭まったところで設定して、AといえばAなのですけど、その辺のところは、少しずつでも広く実施していただければと思います。

副委員長

5歳児健康診査ですけど、確かに必要性はありますが、専門家でないとなかなかできないところがあり、さっきの発達障害なんかそうですけど、なかなか一般の3歳児までの健診とは違った方法でやらなければならないし、実施上、少し困難があると思います。必要性はよく分かりますが、やはり、気づいた子どもを拾い上げて、子ども家庭支援センターなどに伝えていただいて、医療につなげていただければ今はよろしいかと思えます。

委員

保育園でも幼稚園でもそうですが、巡回相談を何度もやっていただいている、そこでこちらのほうで気になることに対しては、ゆっくり時間をかけて、みていただくわけですが、同じ子どもを年間を通して、何度もみていただいて、健診みたいに5分6分話した程度だとまったく分からないことでも、長い期間見ると分かるということが多いので、そのような意味では、発達障害などに関しては、長い時間かけてみていただく今のシステムは有効なのかなと思います。

委員長

補足ですが、保育所・幼稚園・学校との連携や幼児教育に対する支援について、特に保育所・幼稚園・学校との連携がそうですが、保育所保育指針と幼稚園教育要領の改定作業が進んでいて、来年3月末までに、改定、告示がされて、小学校教育との連携が相当重視されます。これは計画上、おそらく見直しをしなければならないことと、今、始まった国会でおそらく、幼児教育振興法案が審議されますので、そうすると、国が示す指針を踏まえて、市町村の地方版の幼児教育振興基本方針を作らなければならないと思います。努力義務ですが、そのような動きが、これから法律として出てきますので、当然市としても、法律である以上、対応しなければいけないので、その辺を踏まえながら考えていただければいいかなと思います。この次世代育成支援の行動計画として、もっと大きい動きになっていきますので、今後そのような動きが想定されるということで、少し踏まえてご検討いただければいいと思います。

委員

今のお話のつながりで、就学相談委員会があると思いますが、そこのつながりが見えてこないですが、その辺はどうなっていますか。教育委員会の管轄かもしれませんが、小学校に上がる時に、そこで出された判定結果をどこへ持っていか。

事務局

教育委員会で主体となって行っていて、会議等には子育て関係で出席しています。

委員長

それは教育委員会が担当だと思いますので、次回会議の時に説明していただければと思います。

- イ 1号認定の利用者負担額について
事務局から資料に基づき説明が行われた。

委員長

自治体によっていろいろな考え方がありまして、基本は、ご負担いただく保護者にとって、いかに公平性かつ納得できる負担額の設定だと思います。しかし、今ご説明いただいたように、自治体によってかなり違いがありまして、町田市は、第3子以降はすべて無料になっていることが大きな特徴かもしれません。国のほうも多子軽減していますが、独自に、家庭の所得に関わらず、第3子以降はすべて無料になっていることが大きな特徴かもしれません。

あきる野市の場合は、国基準ではありますが、市独自の保護者負担軽減費補助金があり、それを加えると、実質負担は資料5の表のようになります。

1点確認がありますが、このあきる野市の1号認定保育料で、②市民税非課税世帯で、国基準で1号認定の利用者負担額が3,000円であり、市からの保護者負担軽減費補助金が9,600円となっていますが、これはプラスになるのでしょうか。

事務局

いえ、上限が9,600円ですので、支払った分だけになります。

委員長

この表どおりであれば、3,000円支払い、3,000円受けとり、実質負担が0円になるということですね。

今日は方向性を議論していただくわけですから、どんなご意見でも結構です。

参考ですが、まず一つには、1号認定というのは、基本的に4時間標準という幼児教育時間です。実質は5時間ぐらいが平均的に多いと思います。一方、2号認定は保育短時間もありますが、通常は11時間利用であります。おそらく、利用者感覚からすると、5時間ぐらいと11時間ぐらいで、だいたい倍ぐらい保育時間が違うという辺りをどのように理解するのかというのが一つだと思います。この新しい制度では、たとえば、パート等で働いていて、2号認定を受けられるけれども、1号認定でいいですと言って、新制度に移行した幼稚園を選択することが可能です。そうすると、パートで働いているわけですから、1号認定の4時間標準では足りないの、そこで、一時預かり幼稚園型といういわゆる、幼稚園の預かり保育を組み合わせ、8時間を利用できるようになります。そうすると、1号認定の保育料に、預かり保育・一時預かりの保育料を足して、かつ、今ご説明がありました給食費をまったく公費で面倒みてないので、例えば月5,000円の給食費を足す。それが、

1号認定を選択して、8時間ぐらい利用される方の負担になります。

一方、2号認定の方は、表のと通りの金額になります。

どちらかが高い安いではなくて、選択可能ですから、あまり大きな格差がないような設定にするのがいいのではないかという考え方の自治体もあります。

いろいろな考え方もありますので、あきる野市はあきる野市の独自の考え方があっても良いとは思いますが。

それからもう一つは、割と比較的多い自治体は、特に私立幼稚園が多い自治体は、私立幼稚園の今現在の平均保育料を出して、例えば、A市に10の私立幼稚園があれば、ある園は23,000円、また、ある園は35,000円、それを全部足して、平均を出して、今現在が平均でこのぐらいだから、新制度は当然これより高いのはおかしいので、それと同等もしくは少し安いぐらいに設定して、新制度に移行した私立幼稚園の保護者も今までより高くないように配慮するという自治体が比較的多かったと私は印象を受けていますが、いろいろな組み合わせや考え方がありますので、それも少し手がかりにさせていただいて、このあきる野市の場合、いろいろなケースも想定されるわけですから、基本的にどのような考えで行くのがいいのかといった辺りでご意見をいただくのがありがたいなと思います。

事務局

少し補足があります。今お話にありました平均の保育料ですが、だいたい22,500円が平均の保育料です。また、給食費ですが、平均ですが、月額だけではないので、正確ではありませんが、おおよそ月4,500円があきる野市の平均になります。それから、初めにご説明した第2子第3子ですが、やはりあきる野市も第2子が半額、第3子が無料ということは変わりありません。

委員

今ご説明ありました平均ですが、先ほど、補助金とか、他にもありましたが、私学助成とかは、これからはさらに引かれるというイメージでしょうか。

事務局

今、現在、移行していない幼稚園の場合、先ほどのとおり、22,500円の保育料から、それを一旦払っていただいて、後から市の補助金が出るわけですが、2種類ありまして、就園奨励費補助金と保護者負担軽減費補助金の2つがありまして、国の補助が入った就園奨励費補助金、都と市で負担している保護者負担軽減費補助金、これを合わせて、保護者の所得に応じて、金額が決まりまして、その補助が出てきます。その形が保育料のスタイルです。

委員長

次回その資料を出していただいてもよろしいでしょうか。

事務局

それと、今、現在の実績も併せてお示ししたいと思います。

委員長

今は、移行していない幼稚園が全部ですが、実際に、家庭の所得として、保護者の方が実質、私立幼稚園にいくら払っているのか、現実を押さえなければならないので、それに対して、新しい制度はどのようにバランスをとるかというデータがあれば、具体的に議論に活かせると思いますので、よろしくをお願いします。

委員

非常にいろいろな条件が絡んでいて、連立方程式を解くような問題ですが、ちょっと細かいことを質問させていただきますが、先ほど、保育料が22,500円ぐらいのことですが、これは幼稚園の保育料として引いているものなのか。幼稚園は保育料の他に施設整備料や教材費とか、分けて引いているので、実質、月額同じ額を引きますが、それを入れると、25,000円ぐらいになるのではないのでしょうか。

事務局

今、説明した金額は、純粋に保育料だけです。施設整備料とか教材費は入っていません。

委員

2号認定と比べる場合、2号認定は給食費とか全部込みで払う金額がこれですということになるので、幼稚園の場合も、いろいろな項目で支払う金額がありますので、実質、一月どれくらい払っているのかを平均していただいて、比較をしていただいたほうが正確になると思います。

委員長

両方出したほうがいいのでしょうかね。というのは、一般的には今回の新制度で考えると、入園料も含めて、平均保育料を出します。入園料は、実は、入園決定料は

数千円で済みますが、50,000円とか、23区では、150,000円とかにして、実際はランニングコストにまわしているので、これは経常的な収入に考えて、毎月の保育料に、入園料も足して、3年保育なら、3年間で割って、それで月割りにします。一般的に入園料も入れて、数値を出すように国も言っています。それに合わせて、今説明された整備費や教材費とかいただいている金額を加えたものと、加えてないものを出したほうが良いと思います。

なぜかという、新制度でも上乗せ徴収も可能ですから、保育料は保育料で仮にバランスをとって、今の保育料よりも高くないようにして、かつ今現在、通常保育料と合わせて施設整備料などをいただいている幼稚園もあるわけですね。それは新制度に移行した幼稚園も上乗せ徴収して、うちはこういう施設を整備しているので、毎月2,000円いただきますとか、そのような徴収方法も可能ですから、いろいろな組み合わせがありますので、データとしては両方を比較したほうがよろしいのかなと思います。

委員

資料として、いろいろな他市のデータを出していただきましたが、また、全国的にみると、非常に区市のところで軽減しているところもあります。まずは、原理原則として、基本的な考え方をどうするのかということが大事だと思います。少なくとも、新制度になって、国は子育てのために税金を投入し、経済的な負担を軽減するという事ですから、まず、同じような保育の中身で、幼稚園の制度が変わったからといって、保護者の負担が、来年4月から、実質負担が増になるということは避けないとこれは意味がないと思います。それから、幼稚園も今まで、いろいろな仕組みがあって、経常費補助金とか保護者からの保育料とかいただいて、その総額の中で経営をしてきたわけですから。その総額が減ってしまうと、何のための新制度なのか。保育園の保育士不足などのニュースもいっぱい出ていますけど、職員の処遇改善など私立幼稚園は非常に遅れていますので、どんどん人件費も上げていかなければいけない中で、幼稚園として、施設型給付としていただくお金、そして保護者からいただくお金、総額が幼稚園としても、減らないような、両方が今よりも悪くならないようなことをまず考えていただきたいポイントかなと思います。

委員長

その意味でも、保育料を基本的な考え方、理念のある考え方で整理することが一つ。収入に関しては、残念ながら、あきる野市だけで決められないので、国の公定価格、それから私学助成から移行した場合に、都が今までに私学助成から変わるものを補ってんしていますよね。そういうものなども加味して考えなければならないと思います。保育料に関しては、今おっしゃったように原理原則を、数字という前に、

共通化しないといけないのかなと思います。

委員

保育料が安くなることはありがたいですが、幼稚園を選ぶ重点的な基準は、先生の保育の質だと思います。保育料が安くなるからといって、先生の質が下がるのは、それは保護者側にとっては、とても残念なことなので、だったら、従来通りの保育料を払いますので、保育の質も変えないでくださいというのが、保護者の大多数の意見なのでないかと思います。

委員長

おっしゃる通りだと思います。ただ、新制度に移行したからといって、職員が変わるわけではないので、質が下がることはないと思います。

委員

保護者としては、制度が変わる中で、変わってはいけないものが、先ほどおっしゃったようにありますし、だからといって、処遇は改善していくべきだとは思いません。

委員

保育料を下げることはいいですが、下げてしまったら、上げるのはなかなか難しくなると思います。下げてしまって、他が苦しいということになってから、上げていくのは難しいので、その辺はバランスを見ないといけないと思います。

委員

実際にお子さんを園に預けている方たちの意見がありましたが、先ほどおっしゃったように、前の制度と新しい制度で、どのように良くなっているかのデータをみせていただければ、もっとよく分かるかなと思います。幼稚園を選ぶ時に、皆さんとしては、少しお金を出してもいいから、良い園に入りたいという気持ちはそれぞれあると思いますし、園は園で良い教育をしたいと思っています。やはり補助金ですね。東京都が前向きに出していただけるのか、昨日今日あたりのニュースを見ていると、子育ては親だけで見るのではなくて、社会全体ということで、人口が減っていく中で、将来が危ないと言われている中で、すばらしい次の時代を担ってくれる子どもたちを育てなくてはならないので、データなどをみせていただい

て、考えさせていただければと思います。

委員

子どもたちの貧困だとか言われていますが、数は多くなくても、このようなところで、ある程度救っていただき、活かしていただければと思います。

委員長

そのような意味では、子どもの貧困問題は、家庭の所得と関係していくので、より低所得層に対する手立ては必要だろうかと思います。

少し整理したいのですが、質の問題はもっともだと思いますが、ただ今回の保育料は、質にダイレクトに影響するわけではないです。もう一つは、保育料は家庭の所得に応じて違っていますが、それが園の収入に反映するわけではありませんので、新制度は、公定価格という公が定めた価格をベースに単価を決めていて、例えば、3歳児のお子さん一人に、ざっくり月50,000円かかるとすると、公定価格で50,000円という数字を出して、その中で、保護者の負担金が10,000円だとすると、残りの40,000円が施設型給付として、公費として園に入るということです。これが保護者負担20,000円だとすると、公費では30,000円ということになります。つまり、保護者の負担する金額と市が負担する施設型給付の金額を足した金額は常に一緒で、保育料が増減すると、市が負担する金額が反比例していく形になっていまして、家庭の所得によって、保育料が増減しても、園の収入としては、子ども一人いくらという単価ベースで実際変わらない仕組みになっていますので、そこは共通理解していただければと思います。

ただ、東京の私学助成がかなり充実していることに加え、今申し上げた単価が、園の園児数の規模によって変わるので、大規模な園ほど、スケールメリットがあるということで単価が低くなる傾向にあります。逆に、小規模な園ほど、新制度に移行するとむしろ収入が増えるケースが割と多いのですが、500人、600人規模の園になると、1,000万、2,000万あるいは3,000万円の減収になるということがあったわけです。

ただ、今は、公定価格をかなり見直してきて、処遇改善でだいぶ上げてきていますので、今現在その差が縮まったのか数字は把握していませんが、その辺も考えなければいけないと思います。ただ、そうは言いながらも、一番原理原則は、あきる野市で子育てしている保護者の負担を、いかにリーズナブルで公平感がある水準に設定するかという基本線のご意見をいただければと思います。

低所得の家庭にもそれなりに当然、教育保育の受ける機会を保証できるように負担を限りなく下げることも必要ですし、もうすでに、あきる野市でも行っているように多子軽減で2人3人などお子さんをたくさん抱えるところには、負担がかかる

わけですから、それは0円にしてあげるなど、そういう基本線の方向を、ご意見や希望として出していただければと、実際に次がもう少し詰めた議論になろうかと思っておりますので、その方向で何かご意見をいただければと思っております。

委員

上の子の負担した時と三番目の子の負担した時は、先輩の保護者の方が働きかけてくれて、補助金が増えたと思っております。三人目の時は、こんなに返ってきたのかなという感じでした。幼稚園は、教材費とか給食費などがかかると思っております。学校に上がったら、こんなに安くなるのだなと思っておりました。給食費にしても、食べた分しか引かれていないはずですが、小中学校の給食費と比べると、いっぱい通園した日など波があるというか、給食費も小学校みたいに、一括で引き落とすなど、親としては助かるかなと思っております。幼稚園に通わせている時はそう感じました。子どもに対して、食事を上げてないとか、給食費を払わないとかを考えると、食事は基本として子どもに必ずあげたいものなので、その辺も保育料に含めていただきたいなと思っております。

委員長

制度上は、1号認定の保育料には、給食費は含まれていないので、別の議論になろうかと思っております。

委員

保護者の負担額という部分でのバランスは、もちろん大切だとは思っております。金額を決める意味では、論点になるかと思っておりますが、今回の子ども・子育て支援の新しい制度の一番のポイントは、保育園に行つてようが、幼稚園に行つてようが、子ども園に行つてようが、家庭で子育てしてようが、全ての子どもに対して、適切な支援を行うということが一番のポイントだと思っておりますので、そのような方向でのバランス感覚が大切なかなと思っております。

委員長

おっしゃるとおりだと思います。保育料は安ければ安いほどいいのですが、その分、市の税金を使うことになってまいりますので、市の財政も潤沢にあるわけではないので、市の問題だと思いますが、当然踏まえて考えなければならないと思っております。具体的な数字や金額の問題ではなくて、基本的な考え方として、1号2号3号認定、そして在宅子育て家庭も含めて、高い安いかの問題ではなくて、当然、全部に対して公

的に支援していくのだと、その中で、当然1号認定の保育料もバランスをとって考えていくべきだと思います。また、実際のデータを出して、かつ2号認定とのバランスも考えながら、できるかできないのではなくて、考え方として、少し基礎材料をたたいて、委員で整理して考えられるようにする必要がありますと思います。

それから、直接、保育料とは関係ありませんが、当然、大前提として、保育の質、職員の処遇改善をもちろん前提として、保育料の考え方を検討することだと思います。

副委員長

これに独自性を出すことはありますでしょうか。

委員長

他の自治体は参考として、あまりとらわれないほうがいいかもしれません。あきる野市はあきる野市の特性がありますので、あきる野市の良さの中で考えれば良いと思います。

副委員長

例えば、八王子市だと、1号認定は階層が10段階、一番上は216,701円以上ですが、あきる野市との差はどこから来ますか。

事務局

あきる野市の場合は、国の基準に沿った形になっていますが、八王子市の場合は、国の基準とは別に、独自に階層と金額を決めているわけです。保育料の金額は安いですが、町田市みたいな補助金はない形です。後から補助金を出す形と、最初から補助金を組み入れた形があると思います。

委員長

先ほど説明がありましたが、多摩市は、低所得層を中心に、低中所得層をかなり下げるということを意図的に行っていますが、所得の高い階層には国基準ですので、これはひとつ多摩市の考え方だと思います。また、八王子市はかなり細かく算出しています。あまり、細かくすると、家庭の所得階層が毎年変わると、毎年保育料が変わってしまうという非常に煩雑なことになり、行政も煩雑で、利用者も分からなくなるということがあります。階層区分に関しては、現在のあきる野市の区分でい

いのかなと思います。あまり増やすと分からなくなると思います。あとは、低中所得層に少し比重を置くのか、あるいは全体にバランスをとるのか、いくつか考え方があると思います。

委員

委員長からご説明がありました。私も、東京都内の各区市の1号認定の表を確認しましたが、例えば、資料5のあきる野市ですが、左側の国基準の一番上にある25,700円ですが、親に対して後から出す補助金は、就園奨励費補助金と保護者負担軽減費補助金の両方がありますが、今回の新制度は、就園奨励費補助金を最初から引きますということになっていて、その後の保護者負担軽減費補助金を入れるかどうかということから、各区市でバラバラであり、八王子市は分かりませんが、25,000円が23,000円になっているとか、少なく見えていますけど、これはあきる野市でいうところの保護者負担軽減費補助金を入れて、最初から少なくしているのか、または、これから、その後に保護者負担軽減費補助金を保護者に出しているのかということで全然違うと思います。この辺が、東京都でも扱いがバラバラで、この表だけみても、それを引いているのか分からないと比べられないと思います。その辺も東京都もこうあるべきかを示していないので、本来であれば、全部の補助金を最初から引いて、1号2号3号認定を比べられるようにするのが法律の趣旨かと思いますがそれがされていないのですね。そこを、あきる野市は全部入れて、分かりやすくするということが一つの考え方であるし、それで事務量が減れば良いと思いますし、その扱い方も根本的に考えなければならぬと思います。

委員長

おっしゃるとおり、現行の私立幼稚園の就園奨励費補助金も保育料の減免ですから、本来は毎月の保育料から差し引いて、保護者は毎月差し引かれた低い保育料を払えばいいというような趣旨ですが、事務手続き等の問題、私立幼稚園の保育料が各園によって違うということから、後から補助金を出すというような形になって、少し分かりにくくなってしまっていますが、新制度の場合は公定価格になってしまっていますので、そこは手続き的に最初から減免になっているということだと思います。今回、あきる野市の資料は、その両方の様子が入ってしまっていますので、この部分も最初から毎月の保育料から差し引いて、あなたの所得だと、毎月の保育料はいくらですよというほうが、利用者からするとシンプルで分かりやすいかと思います。できるかどうかは別として、考え方としては、制度的にはなるべくシンプルにしたほうが良いかと思いますので、その辺も踏まえて事務局で検討課題にさせていただいたらいいかと思います。

委員

原理原則として、保護者、園にとっても現状よりも負担が増にならないようにしていただきたいことが一つと、それから今お話ししていたように、この2つの補助金がありますが、一つは公定価格に含まれましたが、都からのもう一つの保護者負担軽減費補助金を別にするのか、もしくは、入れて一本にして分かりやすくするのが二つ目です。

それから、委員長から話が出ましたが、今度、認定こども園になりますと、同じ幼稚園に1号認定の子どもと2号認定の子どもを保育することになります。仮に資料5によると、1号認定を全部一本化して、実質保育料を表の一番下だとすると、22,300円、2号認定は26,200円と同じ幼稚園にこの2つの保育料の金額の子どもが来ます。ただ、先ほどありましたように、2号認定の子どもは給食費が含まれています。1号認定の子どもは、プラスで4,500円を払わなくてはいけないので、実質26,800円ということで、給食費まで払って比べると、1号と2号は実質同じになってしまいます。かたや半日保育の日も夏休みも冬休みも、全部保育料に入れて、全部給食も食べる子どもと、夏休みや冬休みは、給食も食べなくて、保育もない子どもと負担が同じですかと。かたや、1号認定の保護者は、週に何回かパートをしているから、預かり保育料が月5,000円とか払って、夏休みの給食を全部払っている方と、2号認定との保護者との差はどうなるのですかとのことで、先行して、認定こども園になっている幼稚園などで、今まで保育園や幼稚園は別でしたので、どちらが安い高いとか比べる議論はなかったと思いますが、今度は同じ園の中で、お母さん同士で実質分かるわけですね。そうすると、それだったら、週3日パートしているから、そっちにいったほうがいいのか、常にそのような話になってくる可能性がありますので、原則として1号と2号の実質的な負担が、差があるのはしょうがないと思いますが、それが保護者同士から考えても、合理的で納得できるような形でできるだけ抑えていただきたいということが3つ目のお願いです。

委員長

ここに書かれている2号認定は、保育短時間ですので、給食も実食費は払わないといけないので、おそらく2,000円ぐらい上乗せしなければいけないと思います。また、1号の場合は、選択もできますので、預かり保育を組み込んで、預かり保育料とフルの保育料を足した金額、2号の場合は、保育短時間ですが、保育料に食事代の実費を足した金額とバランスを考えなければいけないと思います。

委員

制度上は主食費をいただけることになってはいますが、今、保育園では主食費はいただいていますか。

委員

いただけていません。東京都の場合は、東京都からいただいている形です。

委員長

一般的には、主食費はいただく形になっていますが、東京都がむしろ例外かもしれません。

いずれにしても、考え方としては、認定こども園であれば、1号2号が選択可能ですので、そのバランスを当然考えなければいけません。

とりあえず、方向性といいますか、基本的なところも踏まえてもらい、次回、いろいろな資料やデータをお示しいただいて、市は市としての考え方もあり、財政状況もありますので、理想どおりにいくとは思いませんが、改めて、そこを整理していただき、事務局としての考え方を出示していただいたほうが、議論が進むかもしれません。そのような形でよろしいでしょうか。

これについて、次回会議まで少し時間がありますので、それまでに何かご意見とか、制度で分からないことがあったら、事務局までお尋ねいただくなり、ご意見いただくなりして、なるべくいろいろな思いを反映させた中で、次回、もっと具体的な議論に入りたいと思います。必要があればそのようなこともお願いします。

では、この議論はいただいたご意見を踏まえて次回にまた検討したいと思います。

ウ 乳幼児一時預かり事業について

事務局から資料に基づき説明が行われた。

委員長

市民でなくても利用できるのはいいことだと思います。利用した方が、その内、やっぱりあきる野市に住もうかとこれをきっかけに思えばとてもいいと思います。1点確認ですが、この場合の一時預かりの利用者負担はどれくらいですか。

事務局

現行が、4時間までで、0歳児は2,000円、1歳児以上が1,500円、4時間を超えると、0歳児は3,000円、1歳児以上が2,500円となっています。現行はこうなっていますが、ただ、保育園で行っていますので、給食もおやつも出しています。ですが、ルピアで行う場合は、そのような場所がありませんので、保護者に持参していただくこととなりますが、専用のお部屋であり、今は、先ほど説明したとおり、保育園でお子さんに空きがあった時や、職員の体制が整っ

ていたりする時に、一時預かりを利用してもらっていますが、ルピアで行う場合には、専用のお部屋を作って、専用の保育士に対応してもらうこととなりますので、利用負担は同じような形で、食事は出ませんが、その分、専用のスペースと専用の保育士ということで、方向としては、同じ設定にしていますので、ご検討いただければと思います。

委員長

ちなみに保険料はその中に入っていますか。

事務局

入っています。

委員

今、定員は0歳児が2名とそれ以上が8名でしたが、職員の配置はどうなっていますか。

事務局

1歳児以上はお子さん3人に対して1人というところですが、人数に合わせて、保育士を配置しますが、時間が午前9時から午後5時ということで、通しでの保育士だけでなく、交代の人がいるとかなど、常時、保育士は3人、0歳児はもっと手厚くしないといけないかもしれません。看護師ではなく、保育士で対応できるような状況にするなど、まだ、保育士の人数は詳しくは算出してはいませんが、今のところ、そのような想定では考えています。児童福祉法に基づいて対応したいと思っています。

委員

看護師は特に考えていませんか。

事務局

はい。一時預かりについては、東京都の基準で配置しなくてもいいことになっていますので、そこはほかの対応、何かあれば、保健師等が対応するとか、医療機関

と契約するとか、お母さんたちが安心して預けていただけるような方法を考えていきたいと思います。

委員

定期利用は考えていませんか。

事務局

基本的には、現行は週3日と制限がありますが、ルピアではその制限をなくす形になりますので、開設時間に合うお仕事をされている方であれば、定期利用という形ではありませんが、毎日ご利用されても問題ないと思います。

委員

人数は決められているわけで、制限があるわけですから、予約が取れない場合は、当然入れないということですね。

事務局

定員があるので、事前に8人の枠がありますから、それを超えた場合は、保育園の一時預かりを案内するなど、選択肢がいくつかあると思います。

委員

それからお部屋は一つでしょうか。0歳児と5、6歳児が一緒にいるということですか。

事務局

0歳児につきましては、ベッドとか、通して利用される子どもはお昼寝があると思いますので、一つの広い部屋の中で区分したいと思います。

委員

0歳児にぶつかったりとか、上に乗ってしまったりとか、いろいろな事故がありますので、保育士がいても目が行き届かないところも出てくると思いますので、その辺は区切りをしっかりとさせていただきたいと思います。預けたお母さんが外出し

でもあせって帰ってこないようにお願いします。

事務局

そこは安全対応をしっかりしていきたいと思います。また、子育てひろばも併設の予定になっていますので、大きなお子さんで、体を動かしたいお子さんは、その時間は保育士と一緒に遊びに行ったりなど、そこも連携を図っていきたいと思いません。

委員

事故がないようにお願いします。

委員長

次回、もう少し具体的に説明していただけますか。その時に可能でしたら、乳幼児の利用実態ですが、4, 5歳児はあまり利用していないと思いますが、ほぼ幼稚園や保育園を利用していますから、当然今のご質問はそこにかかっていますので、実際、4, 5歳児がいないと、また考え方も整理できると思いますので、そのようなデータを出していただければと思います。

委員

保育園の一時預かりは、確かなかなか受けられないことが多くて、行事があったりとか、職員の配置的に難しいときなどはお受けできないなど、いつも連絡をいただいても、お受けできないことが多くて、このような専門な施設ができるとすごくいい事かと思えます。ただ、先ほど説明にもありましたが、給食やおやつも持参するからアレルギー的なことも問題もないと思えますので、直前でもお受けしますよというお話でしたが、特に預かる側からの立場から考えた時に、そのお子さんがどのような病気を持っているのか、アレルギー以外のこともたくさんありますので、一番気になります。普段、預かっているお子さんたちは、ある程度長い期間見えますし、保護者の方ともコミュニケーションをとった状態で、お預かりしていますので、いろいろな対応ができています。

実は、一時預かりのお子さんがそのような意味では、一番危険な状態です。保護者の方もよく存じ上げていないですし、お子さんはもちろん、病気から性格から何もかも分からないです。ある程度、面談をしてお預かりしていますし、うちの場合は、今日明日の場合は預からないようにしています。何回か来てもらう条件で、一緒に時間を過ごして、実際当日を迎える形でやらせてもらいます。面倒くさいこと

言っているなと思いながらも、そのような形でやっていますが、それはあくまでも目的は安全です。そこは確かに利便性とかお母さんの使い勝手を考えると、便利に越したことはないですが、我々預かる側の立場から考えると、一番は安全なので、そのバランスですよね。そのバランスをどこでとるのか、先ほどの看護師はそういうところですよ。看護師がいるかないなど、もちろん、一時預かりの最低基準は分かっていますが、詳しく分からないお子さんを預かるというリスクの中で、保育所にももちろん、0歳児定員が少ないところは現状では必置ではないのですが、いないと不安ですし、そのような部分では、一時預かりの専門施設は、すごく重要な施設ですけど、そういう部分での安全を担保した受け皿にしないと、その内、大きな事故が起きるといって非常に大きなリスクを抱えることになるのかなという気がします。費用の関係もあり、難しい問題だと思いますが、すごく懸念しています。

委員

新聞にもありましたけど、民間の個人に預けて、お子さんが亡くなったこともありましたので、このような公的な施設ができるという必要性もありますので、ありがたいことですが、できるならば、例えば、元気な時に面談して、登録制というか、病歴や性格などもある程度、登録しておいて、突然の場合は預かってもらえるような事前の準備が必要だと思います。もう一つ、何かあった場合は、ルピアから一番近い病院と連携をとって、何かがあったら、緊急時に見てもらえるような条件を作っておいたほうが安全かと思います。そんなことも考えつつ、良いことですので、進めていただければと思います。

事務局

先ほど、説明が足りなかったかもしれませんが、事前に利用される方も、当日利用される方も、一度登録していただく際に、面接もしていただきますので、その中で、病歴なども、今の段階では詳しくはお示しできませんが、そこも必ず、面接をして登録をしていただいて、利用していただくことが大原則になると思います。ただ、その時期が1年間有効になるのか、もう少し短く登録して面接の機会を増やすのか、その辺も検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、一時預かりや子育てひろばなど開設を準備していますが、今年度中、子ども家庭支援センター、それから健康課も連携していく中で、保健師が常時、子ども家庭支援センターに2名、同じ階で何かあればすぐ対応できることも想定しています。今後においても、医師会にもご相談させていただき、提携する医療機関も考えていきたいと思っています。

委員長

確かにリスクマネジメントは設定することに越したことはないです。保健師は当然、自分のところなので、しっかりやっていただければと思います。

委員

一時預かり事業は市で積極的に考えてくださるのはよく分かりますし、これからもアンケートをとるなど素晴らしいことだと思いますが、それに、里帰り出産までというのは、幼稚園でも里帰り出産で来ているので、何か月間だけでも預かっています。そのようないろいろなニーズがあるのも分かりますが、現在、今も制度があって、なかなか利用されていないという現実がありますが、その中で利用している方は、0歳、1歳、2歳、何歳ぐらいの子がどのくらいいるのか。時間帯として、午前と午後とありますが、実際はどの辺が利用されているのか。利用のデータをお示ししていただければ、理由を含めて何のニーズが高いのか、教えていただければ、もっとここはこういうアイデアがあるのではないかとか、心配されている部分も含めて、基礎データがありましたら教えていただければと思います。

委員長

では、次回お示ししていただければと思います。チャレンジのような取組でやっていただければと思います。

エ その他

委員長

次回、かなり重要な会議になろうかと思しますので、繰り返しになりますが、それまで何かご質問やこのようなデータがほしいとかあれば事務局までご連絡お願いいたします。では、今回は11月上旬に開催されますので、その時にまた、いろいろな貴重なご意見を賜りたいと思います。

(5) 閉会

以上